資料３の１

人権文化推進計画の各重要課題について
子どもに関する重要課題の進捗状況

近年の動向

平成６（１９９４）年に批准された「子どもの権利条約」においては，子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく，基本的人権の享有主体として尊重するとともに，家庭や社会生活のあらゆる分野で，「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。

国においては，憲法をはじめ，児童福祉法や児童憲章，教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきた。近年の子どもを取り巻く状況から，「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成１５（２００３）年）や関連法（児童福祉法，児童虐待防止法，児童手当法，育児・介護休業法）の改正がなされている。

本市では，これまでから子育て支援を市政の最重要政策の一つに位置付け，子ども健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として，平成９（１９９７）年に「京（みやこ）・子どもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」を策定し，児童福祉，母子保健・医療，教育などの分野で様々な施策を推進してきた。平成１７（２００５）年には，「子育て支援都市・京都」の更なる発展を目指して，子育ての現状や市民ニーズを踏まえ，子育てを総合的かつより効果的に進めるための新たな計画として新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」を策定し，取組を推進している。

また，平成１９年２月に「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定し，憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより，家庭，地域，学校，企業，行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げることを目指している。

人権に関わる重大な課題である，いじめ問題についても，本市では人間として許されない行為であるという基本認識の下，これまでから早期発見・早期解決を目指した種々の取組を進めている。平成 18 年度には，昨今の事態を踏まえ，「いじめ対策プロジェクトチーム」の設置，「いじめ相談ホットライン」の 24 時間無休化など，さらなる取組を展開しているところである。

不登校問題についても，不登校は誰にでも起こりうるものであり，そうした子どもへのケアはもとより，未然防止に向けた取組が極めて重要であると認識し，各学校でのきめ細かな取組とともに，不登校の学びの場である洛風中学校や洛友中学校の開設，こども相談センターパトナでの相談事業や，スクールカウンセラーの全中・高等学校への配置など，先進的な取組を進めてきた。

現状と課題

近年増加傾向にある児童虐待をはじめとする子どもの人権侵害に対しては，より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する必要がある。

また，児童虐待が子どもの心身を深く傷つけ，命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ，社会全体で子育てを支え合い，子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

学校に関わる課題の中で，不登校児童生徒数については，平成 13(2001)年度をピークに，若干ではあるが減少傾向にある。また，いじめについては，平成 18 年度から「いじめの定義」や調査方法が大幅に見直され，認知件数が大幅に増加したが，その後件数は横ばいから減少傾向にある。しかしながら，こうした不登校やいじめの問題には，発達障害や家庭状況等の新たな要因も明らかになるなど，その背景が複雑化しており，依然として憂慮すべき状況が続いている。

そのほかにも学級崩壊，問題行動，児童買春などの子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題が発生している。

さらに，問題行動，不登校，いじめや児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り，組織的な体制のもとに家庭・地域と連携しながら，その予防や適切な初期対応に努める必要がある。

主な取組及び実績

○　児童相談所の体制強化

児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成２０年４月施行）に伴い，児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえ，児童福祉司の増員を行うとともに，警察等関係機関との連携を強化するなど，児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うための児童相談所の体制強化を図っている。

また，「第２児童福祉センター（仮称）」の設置に向け，平成２１年度は基本構想を策定する。

＜参考＞　児童虐待の相談件数・通告件数の推移

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
504 件	731 件	712 件	824 件

○　地域ネットワークの充実

子どもと家庭に関わる行政機関，民間団体等で構成する「京都子どもネットワーク連絡会議」に「児童虐待防止対策」に関する課題別検討会議を設置し，子どもの人権擁護と健全育成，子育て支援を総合的に推進している。

各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において，相談・カ

ウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談を実施するほか，必要に応じて家庭訪問による相談援助「育児支援家庭訪問事業」を行い，養育支援を必要としながらも，自ら支援を求められない子育て家庭を早期に把握し，従来のような来所型の相談対応ではなく，専門職員による家庭訪問を通じた育児支援を実施している。

また，身近な子育て支援拠点として，保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し，子育て相談や子育て講座の開催，育児に関する情報提供等を行っている。

＜実績＞

・子ども支援センター総合相談窓口における相談受付件数

1,773 件（平成 19 年度）

・地域子育て支援ステーションの設置拡大

計 172 箇所（平成 21 年 5 月現在）

○　子どもを共に育む京都市民憲章の推進

平成１９年２月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及促進を図るため，あらゆる場において啓発を行う。また，憲章理念の行動化を推進する条例を平成２２年度中に制定することを目指す。

＜実績（平成 20 年度）＞

・啓発リーフレット及びマンガ「子どもを共に育む京都市民憲章」の配布

・イベントにおける普及啓発

「京都やんちゃフェスタ 2008」，「第 12 回人づくりフォーラム」等

・普及促進協調期間の設定

作文・エッセーの募集，優秀作品の表彰等

○　広報・啓発

児童虐待防止の早期発見，早期対応等を目指し，保健所・福祉事務所や地域子育て支援ステーションの職員，また，民生・児童委員の学区代表等を対象とした対象とした研修を実施している。

また，シンポジウムの開催や，各種広報媒体を活用した啓発活動を行っている。

＜実績（平成 20 年度）＞

・子育て支援講演会（「京都やんちゃフェスタ 2008（第 2 部）」において開催）

参加者：約 150 名

・児童虐待防止に係るポスター掲示（国の児童虐待防止推進月間（11 月）に合わせて，福祉事務所，保健所，保育所・児童館，学校等で掲示）

○ 不登校・いじめ・安全教育

不登校については，全校で設置している不登校対策委員会での取組の充実とともに，京都市児童生徒登校支援連携協議会での関係機関の連携強化をはじめ，ＩＣＴを活用した学習支援事業「はーとあくせす」やフリースクールとの連携など児童・生徒一人一人の学びと育ちに焦点を当てた，不登校に対する総合的な事業を展開している。また，いじめ問題についても，相談体制の充実や教育委員会における的確な指導の徹底等，取組の強化を図っている。

安全教育については，児童・生徒が，健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い，心身の調和的発達を図るため，不測事態の危機回避能力を養う等の安全指導を徹底した。

○ 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料を作成，配布
○ 危険箇所と内容を地図に明記した「安全マップ」の活用
○ 各小学校において，所轄警察署等と協力した安全教室及び自転車教室の実施

今後の施策の在り方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように，子どもは，身体・生命の安全はもちろんのこと，あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体である。更に，子どもは，単に保護・指導の対象としてのみとらえられるのではなく，自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに，家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない。

とりわけ虐待は，子どもたちのかけがえのない生命を奪い，またそこに至らないまでも心の成長に深い傷を負わせ，将来の生き方にも大きな影響を及ぼす重大な人権問題である。また，いじめについても，人権に関わる重大な課題であり，人間として許されない行為である。

こうした生命を軽視する風潮などの様々な課題や人権を巡る問題は，大人社会の反映であることを改めて認識する必要がある。

今後，本市においては，京都市未来まちづくりプランにおける「子ども・若者・家庭総体支援融合モデル」を推進し，すべての子どもが健やかに成長し，充実感を持って自立した生活を送るとともに，家庭で生き生きと子育てがなされる社会の実現に向け，教育・福祉をはじめとする各関係機関・団体等が連携し，総合的・継続的な支援を実施する。

（虐待）

・　児童相談所を中心とした早期発見・早期対応のための体制の確保，また，問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など，虐待の予防から保護，ケアまでを含んだ，総合的な子育て支援策の推進
・　日常的に子どもに接する立場にある学校の教職員による虐待や虐待の兆候の「早期発見」及び「通告」と，個々の事例に応じた関係機関との連携などの「早期対応」の徹底
・　ＰＴＡや地域諸団体と連携した児童虐待の早期発見，虐待防止のための教育及び保護者啓発の一層の充実，児童相談所をはじめ関係機関との連携の強化などネットワークの構築
・　児童相談所と兼務する「子ども支援専門官」の教育委員会内への設置や，社会福祉士等の資格を持ち，専門的な見地から家庭での課題に教員とともに対応する「スクールソーシャルワーカー」の学校への配置など，関係機関との連携強化と家庭支援の充実

（不登校，いじめ，問題行動）

・　生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において，子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係の下で，自己肯定感を確立し，子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育の推進
・　温かい人間関係を基盤とし，一人一人がうるおいと活気に満ちた学校生活を送り，存在感や成就感を味わえる学級づくり
・　問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど，三者が連携した課題解決に向けた取組の推進
・　魅力ある授業展開の工夫や体験活動の充実による登校意欲を高める取組など，児童・生徒がいきいきと活動し，そこにいることの喜びや存在感を感じることのできる「心の居場所」づくり
・　発達障害等新たな要因に対応すべく，専門家も参画するプロジェクトチームの設置による，不登校をはじめとする多様な子どもたちへのより効果的な指導のあり方の検討
・　自尊感情の向上，自己実現を図っていくための様々なスキルの獲得に向けた取組の推進
・　児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等関係機関の連携の強化，家庭・地域社会との連携

（安全教育）

・　学校の危機管理体制を一層充実するとともに，ＩＴ機器を活用して安心安全に関する情報を家庭, 地域に発信するなど, 学校を中心とした「地域ぐるみの安全」の推進
・　身の周りに起こりうる危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し, 交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進